

地方財政の全領域を事項別に体系化した、  
解釈と運用実務の百科事典!!

# 地方財政関係 実務事典

地方財政調査研究会／編著

## 本書の特色

### ① 地方財政の解釈・運用の実務事典!

地方公共団体に財政に携わる方々が日常の実務の場で熟知を要する用語及びこれらの用語から波及して生ずる関連項目について、実例・統計データ等を駆使し、図表を豊富に取り入れて、地方財政に関する正しい理解と適正な運営を図った、第一線実務家のための唯一の地方財政実務事典である。

### ② 地方財政の全領域を体系的に網羅・解説!

地方財政の諸問題を的確・迅速に解決し、かつ計画的・効率的な財政運営を指向するため、全体を「地方財政の構造」「地方財政の状況」「地方公共団体の財政運営」及び「地方公共団体の財務管理」の4編に整理・区分し、各領域ごとに五十音順に配列して実務面より体系的に網羅しわかりやすく解説を試みた実務手引書である。

### ③ 幅広い活用の便を図った索引!

収録した用語・事項のすべての項目について、全編を通して五十音順に記し、全体を横断的に検索できる便利な索引を巻末に付した。



●A5判/加除式/全1巻

●定価 本体18,000円+税

# 解説項目

(具体的におわかりいただけるよう  
解説項目索引の一部を示しました。)

## 索引(あ・い・え・か)

### 索引

- この索引は、大項目及び主な小項目を五十音順に配列した。
- 大項目は項目を大文字、小項目は細文字に区分した。
- 必要に応じて一線で示した部分はその箇所の上段に掲げた用語の略である。

(項 目)	(所在頁)
例: 基準財政需要額	991
—の基本的性格	991
—の算定方法	992

〔地財実一七二〕

1001

#### <あ>

新しい退職手当償制度の創設……………4081

#### <い>

維持補修費……………1658

一部事務組合……………51

—の歳入歳出決算の状況……………52

—の状況……………51

一時借入金……………5696

一般会計債、公営企業債等……………1969

一般会計と特別会計……………5604

一般財源と特定財源……………801

一般財源の状況……………801

#### <え>

永久公債……………1972

#### <か>

衛生費……………855

移転的経費と実質的経費……………1603

#### <く>

警察費……………1106

形式収支……………3168

經常収支比率……………3170

—の適正水準……………3213

經常的経費と臨時的経費……………1601

継続費……………5674

競馬事業……………1426

経費負担区分の原則……………137

契約……………5104

—締結権者……………5105

—締結の方法……………5106

—に関する議会の議決……………5105

競輪事業……………1445

下水道……………1158

—のしくみ……………1179

—の整備状況……………1185

—の法制……………1182

—の役割……………1158

決算状況……………1448, 2355

決算上の収支均衡……………5360

決算調整期間……………5110

決算調整権者……………5110

決算調整の特例……………5135

決算調整の様式……………5131

決算派付書類……………5133

決算に関する監査委員の監査……………5106

決算の調整……………5110

決算の認定……………5136

現行地方税制の沿革……………2089

#### <け>

現行の経費負担区分制度の前提……………136

現行の財源調整制度……………333

現行法における財政力指数……………3574

現実の公共事業費……………277

減債基金……………5160

—の運用及び処分……………5161

—への積立……………5160

減収補てん債……………3239

—の内容……………3240

減収補てん特例交付金……………102, 2058

健全化判断比率……………3251

—に係る早期健全化基準・財政再生基準……………3254

—の概要……………3251

—の算定方法……………3252

#### <こ>

広域行政圏施策……………3261

#### <く>

公営住宅……………1188

#### <け>

公営住宅……………1188

#### <こ>

公営住宅……………1188

## 索引(き・く)

区域の要件……………3001	—と任意的経費……………1603
……………909	給与関係指標……………3114
教育の目的……………910	教育費……………1045
の種類……………909	—等の負担配分の禁止……………438
の整備状況……………913	行政改革等推進債……………3140
の設置……………911	行政水準……………3142
の職員……………5053	行政水準の指標……………3159
の設備……………5053	競艇事業……………1445
に関する監査の意義……………5001	橋りょう……………2257
の度……………5001	
の目標……………5001	

### <<>

#### <き>

国から地方へ交付される財源の現状……………104	国から地方への財源交付制度……………101
国直轄事業負担金……………170, 1052	—の現状……………1104
国と地方との経費負担区分……………135	国と地方との財源配分……………169
国と地方との税源配分……………193	国と地方の財政規模……………219
国と地方の事務配分……………461	国の財政における公共事業……………273
国の責務……………488	国の負担割合の算定方法……………3372
等の赤字団体に對する制限……………3065	—の算定方法……………991
等の支出承認……………3111	率及び基準率……………975
等の支出制限……………3065	デルの特徴……………4190
等の全ての地方公共団体に對する制限……………3066	—の算定方法……………992
の状況……………1048	率及び基準率……………975
経費……………1021	デルの特徴……………4190

## 1002

## 索引(さ)

航空機燃料費と税……………2056	—、都道府県支出金の見積り……………5260
公債費……………1023	—の算定……………1274
公債費負担適正化計画……………3345	—の支出時期……………1274
公債費負担適正化促進措置……………3345	—の収入状況……………1276
公債費負担比率……………3347	—の定義及びその種類……………1273
公衆衛生費……………856	—の適正な使用の確保……………1276
後進地域開発事業の特例……………3371	国庫補助金……………1279
豪雪地域に対する特例……………3393	
豪雪地域対策基本計画……………3393	
公的部門の会計……………4189	
交通安全対策特別交付金……………1253	
公的資金債及び民間等資金債……………1971	
高等学校費の状況……………1050	
交付公債……………1971	
交付時期・額……………1256	
交付(配分)基準……………1254	
公法的債権の管理……………5235	
公有財産……………5386	
公有地信託制度の概要……………5168	
公有地信託の導入とその経緯……………5165	
公有地の信託……………5165	
港湾費……………2360	
小型自動車競走事業……………1446	
国民経済に占める地位……………223	
国民健康保険財政の状況……………1299	
国民健康保険事業の経営状況(平成18年度)……………1302	
国民健康保険事業の現状……………1325	
国民健康保険制度……………1325	
国民1人当たりの税負担……………196	
五省協定の内容……………4107	
国庫支出金……………103, 170, 1273	

### <さ>

災害復旧事業費……………2235	—の推移等……………3168, 3214, 3349, 4281
最近の推移等……………3168, 3214, 3349, 4281	歳計剰余金の処分……………5174
歳計剰余金の処分……………5174	—の時期等……………5214
—の方法……………5211	債権……………5439
債権……………5439	債権管理……………5235
財源対策債、臨時財政対策債等……………1969	財源調整制度……………280
財源の配分……………170	財源の見積り……………5238
財源の配分……………170	財源配分の理念及びその方法……………169
財源の活用……………5263	財源不足団体と財源超過団体……………2532
財産の保全……………5262	財産管理……………5262
歳出規模の比較……………219	歳出予算の各項の金額の活用……………5697
歳出予算の各項の金額の活用……………5697	財政援助的補助金……………1279
財政再建計画の基本……………3447	財政再建計画の策定……………3447
財政再建計画の策定……………3447	財政再建計画の変更……………3478

## 索引(け・こ)

### <け>

警察費……………1106	現行の経費負担区分制度の前提……………136
形式収支……………3168	現行の財源調整制度……………333
經常収支比率……………3170	現行法における財政力指数……………3574
—の適正水準……………3213	現実の公共事業費……………277
經常的経費と臨時的経費……………1601	減債基金……………5160
継続費……………5674	—の運用及び処分……………5161
競馬事業……………1426	—への積立……………5160
経費負担区分の原則……………137	減収補てん債……………3239
契約……………5104	—の内容……………3240
—締結権者……………5105	減収補てん特例交付金……………102, 2058
—締結の方法……………5106	健全化判断比率……………3251
—に関する議会の議決……………5105	—に係る早期健全化基準・財政再生基準……………3254
競輪事業……………1445	—の概要……………3251
下水道……………1158	—の算定方法……………3252
—のしくみ……………1179	
—の整備状況……………1185	
—の法制……………1182	
—の役割……………1158	
決算状況……………1448, 2355	
決算上の収支均衡……………5360	
決算調整期間……………5110	
決算調整権者……………5110	
決算調整の特例……………5135	
決算調整の様式……………5131	
決算派付書類……………5133	
決算に関する監査委員の監査……………5106	
決算の調整……………5110	
決算の認定……………5136	
現行地方税制の沿革……………2089	

### <こ>

広域行政圏施策……………3261	公営住宅……………1188
公営住宅……………1188	—等の整備状況……………1231
—等の整備状況……………1231	—の概要……………1188
—の概要……………1188	公園……………1239
公園……………1239	—の整備状況……………1243
—の整備状況……………1243	公害対策の特例……………3295
公害対策の特例……………3295	公害防止計画策定地域……………3303
公害防止計画策定地域……………3303	公共工事コスト削減対策……………273
公共工事コスト削減対策……………273	公共施設の状況……………1245
公共施設の状況……………1245	公共用地の先行取得等事業債……………3328
公共用地の先行取得等事業債……………3328	公共用地の先行取得の状況……………3328
公共用地の先行取得の状況……………3328	公共用地の先行取得……………3325
公共用地の先行取得……………3325	

〔地財実一七二〕 1004

〔地財実一七二〕

1001

〔地財実一七二〕

1004

## 地方財政審議会

(改訂 平成21年1月)

地方財政審議会は、総務省設置法第8条の規定に基づいて設置され、総務省の附属機関であり、地方自治に関して優れた識見を有する者のうちから、両議院の同意を得て総務大臣が任命する5人の委員をもって構成される(同法10・12①)。この委員のうちには、①全国の都道府県知事及び都道府県議会の議長の各連合組織が共同推薦した者、②全国の市長及び市議会の議長の各連合組織が共同推薦した者、③全国の町村長及び町村議会の議長の各連合組織が共同推薦した者各1名を含まなければならないこととされている(同法12②)。

### 地方財政審議会の所掌事務等

地方財政審議会は、地方公務員等共済組合法、地方財政法、地方税法、競馬法、自転車競技法、モーターボート競走法、地方公営企業法、地方財政促進特別措置法、地方税法、地方道路法、石油ガス課税法、自動車重量税法、特別とんぼ課税法、航空燃料課税法及び国営施設等所在市町村交付金に関する法律の規定により、その権限に属せられた事項を処理する。(同法9①)

また、当規定により、その権限に属せられた事項に関し、総務大臣に必要な報告を(同法9②)、当規定により、その権限に属せられた事項及びこれに影響を及ぼす制度に関し、関係機関に対し、意見を述べることができる(同法9③)とされている。

### 【参 考】

#### ○平成20年度の地方財政についての意見

(平成19年12月7日地方財政審議会)

当審議会は、平成20年度の地方財政について検討した結果、次のとおり結論を得たので、総務省設置法第9条第3項の規定により意見を申し述べる。

関係機関においては、平成20年度の地方財政について、当審議会の意見を十分参考にして、万慮なきを期すよう要請する。

#### 第一 新たな地方分権改革の推進

##### 1 基本的な考え方

地方分権改革は、本年4月の地方分権改革推進法の施行により、新たな段階への一歩を踏み出した。先般、地方分権改革推進委員会からは「中間的な取りまとめ」が公表され、見直しの「共通基準」(マルチマル)に基づく地方に対する義務付け・枠付けの大幅な見直しや条例制定権の拡大、個別行政分野における国と地方の役割分担の見直し等、今後の検討の方向性が明らかにされたところである。

これまで、機関委任事務制度の廃止を中心とする地方分権一括法の制定や、国庫補助負担金改革、税源移譲及び地方交付税の見直しを一体的に行った三位一体の改革を通じ、地方分権改革は一定の進展を見た。しかしながら、特に財政面では、三兆円規模の画期的な税源移譲が行われたものの、国庫補助負担金改革については、その多くは単なる国の負担率の引き下げであって、地方の自由度や裁量の拡大につながるなどの課題があった。また同時に、地方財政計画における歳出抑制を通じて地方交付税が大幅に削減されたことにより、地方独自の施策・取組みを行う余地が狭まってきており、国民生活上、これまでの地方分権改革の成果が十分な実感を伴って現れているとは思えない状況にある。

近年、地域間の格差問題が国・地方の双方にとって重要政策課題となり、財政力の格差の是正や地域再生・活性化などの諸対策に国・地方が一体となって取り組む必要があるが、この面においても地方分権改革の推進が強く求められている。

今後、地方分権改革推進委員会においては、勅告に向けて本格的な検討が行われ、地方分権改革の山場を迎えることとなっている。

こうした状況の中で、新たな地方分権改革は、国と地方の役割分担を明確

一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の状況を表す指標として新たに導入されたものである。

なお、将来負担比率が再生判断比率に含まれていないのは、将来負担比率のみが悪化した状況においては、将来的な公債費の増大等による収支悪化のリスクは高くなっているものの、現に当該地方公共団体の財政運営に支障が生じているわけではないため、国等の強い関与を伴う財政再生が必要な財政状況は、負債の償還等による財政負担が実質赤字比率等のフロー指標に表れた際に捉えるべきと考えられたためである。

#### 健全化判断比率の算定方法

##### ① 実質赤字比率

福祉、教育、まちづくり等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示すもの。

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

- ・一般会計等の実質赤字額：  
一般会計及び特別会計のうち普通会計に相当する会計における実質赤字の額
- ・実質赤字の額＝繰上充用額<sup>イ</sup>(支払延滞額<sup>ロ</sup>＋事業繰越額)

##### ② 連結実質赤字比率

すべての会計の赤字や黒字を合算し、地方公共団体全体としての赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示すもの。

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

- ・連結実質赤字額：イとロの合計額がハとニの合計額を超える場合の当該超える額
- イ 一般会計及び公営企業(地方公営企業法適用企業・非適用企業)以外の特別会計のうち、実質赤字を生じた会計の実質赤字の合計額
- ロ 公営企業の特別会計のうち、資金の不足額を生じた会計の資金の不足額の合計額
- ハ 一般会計及び公営企業以外の特別会計のうち、実質黒字を生じた会計の実質黒字の合計額
- ニ 公営企業等の特別会計のうち、資金の剰余額を生じた会計の資金の剰余額の合

## 健全化判断比率

(新設 平成21年1月)

### 健全化判断比率の概要

「健全化判断比率」とは、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律(平成19年法律第94号。以下「健全化法」という。)」における実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率の4つの財政指標をいう(健全化法3③)。

地方公共団体の長(都道府県、市町村及び特別区に限る。)は、毎年度、会計管理者から前年度の決算の提出を受けた後、速やかに、健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類を監査委員の審査に付し、その意見を付けて当該健全化判断比率を議会に報告し、かつ、公表しなければならない(健全化法3④)。

健全化判断比率のいずれかが早期健全化基準以上となった場合には、当該健全化判断比率を公表した年度の末日までに、当該年度を初年度とする財政健全化計画を議会の議決を経て定め、財政の早期健全化に取り組まなければならない(健全化法4①)。

また、健全化判断比率のうち実質赤字比率、連結実質赤字比率及び実質公債費比率の3つを「再生判断比率」といい(健全化法8①)、仮に、再生判断比率のいずれかが財政再生基準以上となった場合には、当該年度の末日までに、その年度を初年度とする財政再生計画を議会の議決を経て定め、財政の再生に取り組まなければならない(健全化法8②)。このように健全化判断比率は、当該地方公共団体の財政状況を客観的に表し、地方公共団体における財政の早期健全化又は再生の必要性を判断するために用いられる財政指標である。

健全化判断比率のうち、実質赤字比率(一般会計等を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率)は、これまで地方財政状況調査等において財政状況の分析等に用いられている実質収支比率の赤字部分に着目したものであり、また、実質公債費比率(一般会計等が負担する元利償還金等の標準財政規模を基本とした額に対する比率)は、地方債協議制度の創設に伴い平成18年度から既に用いられている財政指標である。

これに対し、連結実質赤字比率及び将来負担比率は、健全化法の制定により新たに導入された財政指標である。連結実質赤字比率は、これまでの実質収支比率が普通会計の収支のみを対象としていたのに対し、公営企業会計を含む全会計の実質赤字及び資金不足の状況を表すものとして導入されたものであり、また、将来負担比率については、これまでストックの財政状況に課題がある場合でもそれを表す財政指標がなかったため、



# 末永く、安心してご利用いただくために、お客様の疑問にお答えします

## 加除式書籍とは？

- ◆法改正や最新事例の追加等によって「台本(原本)」の内容に改正・増補等が生じた場合、その都度発行する「追録」(有料)と不要な頁を差し替えることで、内容を補正・更新できる形態の書籍です。

=====ここが魅力=====

- 何年経っても情報の「確かさ」と「鮮度」を保ち続けることができる！
- 追録の迅速なお届けにより、法改正や増補を見落とすことなく、常に最新内容で利用できる！
- 法改正の度に買い換える必要がないため、長期的なご利用にあたっては費用負担が少なく経済的！

## 商品を手にとって検討したい・・・

- ◆商品をお手にとって検討したいというお客様は、下記フリーダイヤルまでご連絡ください。

## 購入後のメンテナンスは？

- ◆追録の差し替え作業は、無料で行います。弊社社員が直接お伺いし、迅速・正確かつ丁寧に加除作業を行います。
- ◆その他、書籍のページが欠落した、バインダーが壊れた等の不都合が生じた場合も、お気軽に下記フリーダイヤルまでご連絡ください。

## 商品に関するご照会・お申し込みは

※お客様の地域を担当する弊社社員へご連絡いただくか、フリーダイヤルをご利用下さい。

## ホームページからのお申し込みは

<クレジットカードでもお支払いいただけます。>

※追録(有料)は、請求書でのお支払いとなります。

## 追録は購入しなければならないの？

- ◆常に最新内容でご利用いただけるよう、台本のご購入以降に発行される追録(有料)のご購読もお願いしています。
- ◆追録は、お客様からお届けの停止(購読中止)のご連絡をいただくまでは継続してお届けいたします。
- ◆ご利用条件については、商品ごとの「利用規約(規程)」でご案内しています。
- ◆年間追録代、発行回数等については下記フリーダイヤルまでお問い合わせください。

## 申し込み方法は？ 支払いは？

- ◆お申し込み方法は以下からお選び下さい。
- 本カタログと併せてお届けした**申込書**にご記入の上、弊社宛にお申し込み下さい。申込先(連絡先・FAX番号等)は、申込書に記載しています。
- 弊社**ホームページ**からもお申し込みいただけます。  
※ホームページでは、新刊をはじめ各商品の詳しい情報をお届けしています。また、フリーワードやジャンル別等商品検索機能もご利用いただけます。
- お客様の地域を担当する**弊社社員**にお申し込み下さい。
- ◆お申し込みをいただいた後、商品(台本)と請求書をお届けいたします。
- ◆お支払い方法(一括払い・分割払い等)やお支払いの時期については、同封の申込書に記載しています。

TEL 0120-203-694  
FAX 0120-302-640

<http://www.daiichihoki.co.jp>

第一法規 株式会社

本社  
東京都港区南青山2-11-17 〒107-8560

北海道支社 [北海道]  
札幌市中央区北4条西6丁目毎日札幌会館7F 〒060-0004

東北支社 [青森・岩手・宮城・秋田・山形・福島]  
仙台市青葉区上杉1-6-1 〒980-0011

東京支社 [東京・千葉・神奈川・山梨]  
港区南青山2-11-17 〒107-8560

関東支社 [茨城・栃木・群馬・埼玉・新潟・長野]  
さいたま市浦和区高砂2-3-19 新高砂ビル4F 〒330-0063

信越営業所 [新潟・長野]  
長野市岡田町176 〒380-8566

東海支社 [富山・石川・岐阜・静岡・愛知・三重]  
名古屋市中区泉1-1-39 〒461-8550

関西支社 [福井・滋賀・京都・大阪・兵庫・奈良・和歌山]  
大阪市西区新町2-15-24 〒550-0013

中四国支社 [鳥取・島根・岡山・広島・徳島・香川・愛媛・高知]  
岡山市北区柳町1-1-1 住友生命岡山ビル15F 〒700-0904

九州支社 [山口・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄]  
福岡市中央区大手門3-5-1 〒810-0074

沖縄営業所 [沖縄]  
那覇市泉崎1-18-7 泉屋ビル2F 〒900-0021



担 当



(613750) [0903]

地財実 (613752) 2009.4 H3